



(号外) 独立行政法人国際印刷局

## 〔政 令〕

官報 次

- 国土交通省組織令の一部を改正する政令(二八一)
- 国家公務員共済組合法施行令等の一部を改正する政令及び国家公務員共済組合法施行令の一部を改正する政令(二八二)
- 地方公務員等共済組合法施行令等の一部を改正する政令及び地方公務員等共済組合法施行令の一部を改正する政令(二八三)
- 災害対策基本法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令(二八五)
- 関税割当制度に関する政令の一部を改正する政令(二八六)
- 計量単位令の一部を改正する政令(二八七)
- 予防接種法施行令の一部を改正する政令(二八八)
- 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律施行令の一部を改正する政令(二八九)

- 武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律施行令の一部を改正する政令(二九一)
- 新型インフルエンザ予防接種による健康被害の救済に関する特別措置法施行令の一部を改正する政令(二九二)

## 〔条 約〕

- 所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とニュージーランドとの間の条約(一〇)

## 〔省 令〕

- 租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律の施行に関する省令の一部を改正する省令(総務・財務三〇六)
- 自動車重量税印紙の形式の全部を改正する件(財務三〇一)
- 気象庁予報警報規程の一部を改正する件(気象庁八)

- 行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律第四十六条の規定に基づく権限又は事務の委任についての一部を改正する件(同九)

## 〔公 告〕

裁判所  
諸事項  
破産関係

- 本号で公布された法令のあらまし
- ◇国土交通省組織令の一部を改正する政令(二八一)(国土交通省)
  - 1 航空局安全部安全企画課等の所掌事務を変更することとした。(第一六五条、第一七〇条及び第一七三条関係)
  - 2 気象庁総務部に置くことができる同部の所掌事務の一部を統括整理する職の数を一から二に増加させることとした。(第二三三条関係)
  - 3 管区気象台等の所掌事務の一部を分掌させるために置くことができる地方気象台の数を五から五四に増加させることとした。(第二四二条関係)
  - 4 海洋気象台の名称及び位置に関する規定を削除することとした。(第二四三三条関係)
  - 5 この政令は、平成二五年一〇月一日から施行することとした。
- ◇国家公務員共済組合法施行令等の一部を改正する政令及び国家公務員共済組合法施行令の一部を改正する政令(二八二)(財務省)
- 1 国民年金法等の一部を改正する法律等の一部を改正する法律(平成二四年法律第九九号)において、平成二五年一〇月分以後の物価スライド特例水準の国家公務員共済組合法の年金について、一・〇パーセント引き下げるとしており、年金の額を一・〇パーセント引き下げることとした。(第一条関係)
  - 2 国民年金法等の一部を改正する法律等の一部を改正する法律の施行に伴い、所要の規定の整備を行うこととした。(第二条関係)
  - 3 この政令は、平成二五年一〇月一日から施行することとした。

## 〔告 示〕

本号で公布された法令のあらまし

- ◇租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する規定を定める規定を定める件の一部を改正する件(総務・財務一)
- 所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とニュージーランドとの間の条約(外)

- ◇国土交通省組織令の一部を改正する政令(二八一)(国土交通省)

- 1 航空局安全部安全企画課等の所掌事務を変更することとした。(第一六五条、第一七〇条及び第一七三条関係)

- 2 気象庁総務部に置くことができる同部の所掌事務の一部を統括整理する職の数を一から二に増加させることとした。(第二三三条関係)

- 3 管区気象台等の所掌事務の一部を分掌させるために置くことができる地方気象台の数を五から五四に増加させることとした。(第二四二条関係)

- 4 海洋気象台の名称及び位置に関する規定を削除することとした。(第二四三三条関係)

- 5 この政令は、平成二五年一〇月一日から施行することとした。

- ◇国家公務員共済組合法施行令等の一部を改正する政令及び国家公務員共済組合法施行令の一部を改正する政令(二八二)(財務省)

- 1 国民年金法等の一部を改正する法律等の一部を改正する法律(平成二四年法律第九九号)において、平成二五年一〇月分以後の物価スライド特例水準の国家公務員共済組合法の年金について、一・〇パーセント引き下げるとしており、年金の額を一・〇パーセント引き下げることとした。(第一条関係)

- 2 国民年金法等の一部を改正する法律等の一部を改正する法律の施行に伴い、所要の規定の整備を行うこととした。(第二条関係)

- 3 この政令は、平成二五年一〇月一日から施行することとした。

◇ 関税割当制度に関する政令の一部を改正する政令(政令第二八六号)(財務省)

1 関税割当制度が適用されている物品二〇品目のうち、半年ごとに関税割当の数量を定めている四品目について、平成二五年度下期における数量をそれぞれ次のとおり定めることとした。(別表関係)

(一) 乾燥した豆(ひよこ豆、綠豆及びひら豆以外のもの)

七万  
二一〇万四、二〇〇  
トン

(二) 麦芽

四万六、八〇〇  
トン

(三) 麦芽

五万七、二〇〇  
トン

(四) 麦芽

五万七、二〇〇  
トン

(五) 麦芽

二五万一、八〇〇  
トン

(六) 麦芽

八万三、五〇〇  
トン

(七) 麦芽

二二〇万四、二〇〇  
トン

(八) 麦芽

二二〇万四、二〇〇  
トン

(九) 麦芽

二二〇万四、二〇〇  
トン

(十) 麦芽

二二〇万四、二〇〇  
トン

(十一) 麦芽

二二〇万四、二〇〇  
トン

(十二) 麦芽

二二〇万四、二〇〇  
トン

(十三) 麦芽

二二〇万四、二〇〇  
トン

(十四) 麦芽

二二〇万四、二〇〇  
トン

◇ 武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律施行令の一部を改正する政令(政令第二九二号)(内閣官房)

1 独立行政法人海上災害防止センターを指定公共機関から削除し、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律(昭和四五年法律第一三六号)の第四二条の二三第一項の指定海上防災機関を指定することとした。

2 この政令は、平成二五年一〇月一日から施行することとした。

4 配当に対する源泉地国における課税は、親会社が子会社から受け取る一定の配当については免除され、その他の配当については一五パーセントを超えない税率により行われる。利子に対する源泉地国における課税は、一〇パーセントを超えない税率により行われるが、政府等が取扱する利子については源泉地国において課税を免除される。使用料に対する源泉地国における課税は、五パーセントを超えない税率により行われる。(第一〇条、第一二条関係)

5 不動産、不動産化体株式、一定の破綻金融機関の株式、恒久的施設の事業用資産等の譲渡収益に対しては、源泉地国において課税することはできる。その他の財産の譲渡収益に対しては、譲渡者の居住地においてのみ課税することができる。(第一三条関係)

6 一方の締約国居住者が勤務について取得する報酬に対しては、一定の場合を除き、その勤務が他方の締約国内で行われる場合にのみ課税することができる。(第一四条関係)

7 一方の締約国において課税することができる。法人の役員報酬に対しては、当該法人の居住地国において課税することができる。一方の締約国居住者が芸能人又は運動家として他方の締約国内で行う個人的活動によって取得する所得に対しては、当該他方の締約国において課税することができる。(第一四条、第一六条関係)

8 匿名組合契約に関する取得する所得等に対する源泉地国において課税することができる。(第一二〇条関係)

◇ 関税割当制度に関する政令の一部を改正する政令(政令第二八六号)(財務省)

1 関税割当制度が適用されている物品二〇品目のうち、半年ごとに関税割当の数量を定めている四品目について、平成二五年度下期における数量をそれぞれ次のとおり定めることとした。(別表関係)

(一) 乾燥した豆(ひよこ豆、綠豆及びひら豆以外のもの)

二一〇万四、二〇〇  
トン

(二) 麦芽

四万六、八〇〇  
トン

(三) 麦芽

五万七、二〇〇  
トン

(四) 麦芽

五万七、二〇〇  
トン

(五) 麦芽

二五万一、八〇〇  
トン

(六) 麦芽

八万三、五〇〇  
トン

(七) 麦芽

二二〇万四、二〇〇  
トン

(八) 麦芽

二二〇万四、二〇〇  
トン

(九) 麦芽

二二〇万四、二〇〇  
トン

(十) 麦芽

二二〇万四、二〇〇  
トン

(十一) 麦芽

二二〇万四、二〇〇  
トン

(十二) 麦芽

二二〇万四、二〇〇  
トン

(十三) 麦芽

二二〇万四、二〇〇  
トン

◇ 計量単位令の一部を改正する政令(政令第二八七号)(経済産業省)

1 生体内の圧力を計量する単位として用いられている水銀柱メートル等に追加し、その定義を定める政令ととした。(別表第六関係)

2 この政令は、平成二五年一〇月一日から施行することとした。

◇ 独立行政法人医薬品医療機器総合機構法施行令の一部を改正する政令(政令第二九〇号)(厚生労働省)

1 独立行政法人医薬品医療機器総合機構法による医療手当等の額の改定を行うこととした。(第五条、第七条及び第九条、第一条関係)

2 この政令は、平成二五年一〇月一日から施行することとした。

◇ 所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とニュージーランドとの間で課税権の調整等の一部を改正する政令(政令第二九〇号)(厚生労働省)

1 この条約は、一方又は双方の締約国の居住者である者に適用する。日本国については所得税、法人税、復興特別所得税及び復興特別法人税、ニュージーランドについては所得税に適用する。(第一条及び第一条関係)

2 この条約は、一方又は双方の締約国の居住者である者に適用する。日本国については所得税、法人税、復興特別所得税及び復興特別法人税、ニュージーランドについては所得税に適用する。(第一条及び第一条関係)

◇ 新型インフルエンザ予防接種による健康被害の救済に関する特別措置法施行令の一部を改正する政令(政令第二九一号)(厚生労働省)

1 新型インフルエンザ予防接種による健康被害の救済に関する特別措置法による医療手当等の額の改定を行うこととした。(第三条、第五条及

2 この政令は、平成二五年一〇月一日から施行することとした。

◇ 予防接種法施行令の一部を改正する政令(政令第二八八号)(厚生労働省)

1 予防接種法による医療手当等の額の改定を行うこととした。(第一一条、第一三条、第一七条、第二一条、第二四条及び第二六条関係)

2 この政令は、平成二五年一〇月一日から施行することとした。

◇ 新型インフルエンザ予防接種による健康被害の救済に関する特別措置法による医療手当等の額の改定を行うこととした。(第三条、第五条及

2 この政令は、平成二五年一〇月一日から施行することとした。

3 不動産所得に対する課税について、不動産所在地国において課税することができる。一方の締約国对企业の利得に対する施設を有する場合は、当該企業が他方の締約国内に恒久的施設を有する場合には、当該恒久的施設に帰せられる利得についてのみ当該他方の締約国において課税することができる。一方の締約国において課税することができる。(第一四条、第一六条関係)

4 配当に対する源泉地国における課税は、親会社が子会社から受け取る一定の配当については一五パーセントを超えない税率により行われる。利子に対する源泉地国における課税は、一〇パーセントを超えない税率により行われるが、政府等が取扱する利子については源泉地国において課税を免除される。使用料に対する源泉地国における課税は、五パーセントを超えない税率により行われる。(第一〇条、第一二条関係)

5 不動産、不動産化体株式、一定の破綻金融機関の株式、恒久的施設の事業用資産等の譲渡収益に対しては、源泉地国において課税することはできる。その他の財産の譲渡収益に対しては、譲渡者の居住地においてのみ課税することができる。(第一三条関係)

6 一方の締約国居住者が勤務について取得する報酬に対しては、一定の場合を除き、その勤務が他方の締約国内で行われる場合にのみ課税することができる。(第一四条関係)

7 一方の締約国において課税することができる。法人の役員報酬に対しては、当該法人の居住地国において課税することができる。一方の締約国居住者が芸能人又は運動家として他方の締約国内で行う個人的活動によって取得する所得に対しては、当該他方の締約国において課税することができる。(第一四条、第一六条関係)

8 匿名組合契約に関する取得する所得等に対する源泉地国において課税することができる。(第一二〇条関係)

(災害弔慰金の支給等に関する法律施行令の一部改正に伴う経過措置)  
 第三条 第七条の規定の施行前に生じた災害により死亡した住民の遺族に対する災害弔慰金の支給及び当該災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害障害見舞金の支給及び当該災害により災害弔慰金の貸付けについては、同条の規定による改正後の規定にかわらず、なお従前の例による。法律施行令第一条、第二条並びに第七条第一項及び第二項の規定にかかる。

関税割当制度に関する政令の一部を改正する政令をここに公布する。

御名 御璽

平成二十五年九月二十六日

政令第二百八十六号  
内閣関税割当制度に関する政令の一部を改正する政令(昭和三十五年法律第三十六号)別表第一の規定に基づき、この政令を制定する。

内閣別表第一〇七一三・〇七一四号、第三〇七一三・〇七一五号、第三〇七一三・〇七一六号、第三〇七一三・〇七一七号、第三〇七一三・〇七一八号、第三〇七一三・〇七一九号、第三〇七一三・〇七一〇号及び第三〇七一三・〇七一一号の項中「平成二五年四月一日から同年九月三〇日まで」を「平成二五年一〇月一日から平成二六年三月三〇日まで」に改める。

内閣別表第一〇七一〇号の項中「平成二五年四月一日から同年九月三〇日まで」を「平成二五年一〇月一日から平成二六年三月三〇日まで」に改める。

内閣別表第一〇七一〇号及び第一〇七一〇号の項中「平成二五年四月一日から同年九月三〇日まで」を「平成二五年一〇月一日から平成二六年三月三〇日まで」に改める。

内閣別表第一〇七一〇号及び第一〇七一〇号の項中「平成二五年四月一日から同年九月三〇日まで」を「平成二五年一〇月一日から平成二六年三月三〇日まで」に改める。

内閣別表第一〇七一〇号及び第一〇七一〇号の項中「平成二五年四月一日から同年九月三〇日まで」を「平成二五年一〇月一日から平成二六年三月三〇日まで」に改める。

計量単位令の一部を改正する政令をここに公布する。

御名 御璽

平成二十五年九月二十六日

内閣総理大臣臨時代理  
國務大臣 麻生 太郎

1 (施行期日)  
この政令は、平成二十五年十月一日から施行する。  
(計量法附則第四条の計量単位等を定める政令の廃止)

2 計量法附則第四条の計量単位等を定める政令(平成十一年政令第二百七十三号)は、廃止する。

政令第二百八十七号  
内閣計量単位令(平成四年法律第五十一号)  
計量法(平成四年政令第三百五十七号)の一部を次のように改正する。この政令を制定する。

内閣計量単位令(平成四年政令第三百五十七号)の一部を改正する政令

内閣計量単位令(平成四年政令第三百五十七号)の一部を改正する政令の一部を改正する。この政令を制定する。

内閣総理大臣臨時代理  
國務大臣 麻生 太郎

トル	水柱ミリメートル	水柱センチメートル	水銀柱センチメートル	水銀柱メートル
トル	水柱ミリメートル	水柱センチメートル	水銀柱センチメートル	水銀柱メートル
十ガスカル又はニュートン	十ガスカル又はニュートン	十ガスカル又はニュートン	十ガスカル又はニュートン	十ガスカル又はニュートン
十ガスカル又はニュートン	十ガスカル又はニュートン	十ガスカル又はニュートン	十ガスカル又はニュートン	十ガスカル又はニュートン

トル	十ガスカル又はニュートン	十ガスカル又はニュートン	十ガスカル又はニュートン
トル	十ガスカル又はニュートン	十ガスカル又はニュートン	十ガスカル又はニュートン

トル	水柱ミリメートル	水柱センチメートル	水銀柱センチメートル	水銀柱メートル
トル	水柱ミリメートル	水柱センチメートル	水銀柱センチメートル	水銀柱メートル

内閣総理大臣臨時代理  
國務大臣 麻生 太郎  
厚生労働大臣 新藤義孝  
国土交通大臣 太田憲久  
環境大臣 小石原太郎  
防衛大臣 野寺五典  
厚生労働大臣 新藤義孝  
国土交通大臣 太田憲久  
環境大臣 小石原太郎  
防衛大臣 野寺五典

内閣総理大臣臨時代理  
國務大臣 麻生 太郎

租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律に基づく租税

条約に基づく認定に関する省令の一部を改正する省令

租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律に基づく租税条約

に基づく認定に関する省令(平成十六年財務省令第二十五号)の一部を次のように改正する。

第一条に次の二号を加える。  
七 所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とニュージーランドとの間の条約第二十二条<sup>5</sup>

#### 附 則

この省令は、所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とニュージーランドとの間の条約が日本国について効力を生ずる日から施行する。

○経済産業省令第五十号  
計量法(平成四年法律第五十一号)第七条の規定に基づき、計量単位規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十五年九月二十六日  
計量単位規則の一部を改正する省令  
計量単位規則(平成四年通商産業省令第八十号)の一部を次のように改正する。

経済産業大臣 茂木 敏充

ア�	Torr	を
水銀柱メートル	mHg	
水銀柱サンチメートル	cmHg	
水銀柱リメートル	mmHg	
水柱メートル	mH <sub>2</sub> O	
水柱センチメートル	cmH <sub>2</sub> O	
水柱リメートル	mmH <sub>2</sub> O	
トル	Torr	

別表第四中

に改める。

#### 附 則

この省令は、計量単位令の一部を改正する政令の施行の日(平成二十五年十月一日)から施行する。

○国土交通省令第八十号

気象業務法(昭和二十七年法律第百六十五号)第六条第三項、第四十三条の四第一項及び第四十三条の五の規定に基づき、気象業務法施行規則及び気象等証明及び鑑定規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十五年九月二十六日

国土交通大臣 太田 昭宏

(気象業務法施行規則の一部改正)

第一項、氣象業務法施行規則及び気象等証明及び鑑定規則の一部を改め、同条

(気象等証明及び鑑定規則の一部改正)  
第三項中「沖縄気象台長及び海洋気象台長も行なう」を「及び沖縄気象台長も行なう」に改める。

第一条 気象等証明及び鑑定規則(昭和二十九年運輸省令第十号)の一部を次のように改正する。  
第一項中「海洋気象台」を削る。

第一条中「海洋気象台」を削る。

#### 附 則

(施行期日)  
この省令は、平成二十五年十月一日から施行する。

(気象業務法施行規則の一部改正に伴う経過措置)  
この省令の施行の際に第一項の規定による改正前の気象業務法施行規則第二条の規定により海

洋気象台長に対してされている届出は、第一条の規定による改正後の同令第二条の規定により観測施設の所在地を管轄区域とする管区気象台長、沖縄気象台長又は地方気象台長に対してされた届出とみなす。

○国土交通省令第八十一号  
国土交通省設置法(平成十一年法律第百号)及び国土交通省組織令(平成十二年政令第二百五十五号)を実施するため、国土交通省組織規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十五年九月二十六日  
国土交通省組織規則の一部を改正する省令  
国土交通省組織規則(平成十三年国土交通省令第一号)の一部を次のように改正する。

国土交通省組織規則 第百六十六条 削除

国土交通省組織規則(平成十三年国土交通省令第一号)の一部を次のように改正する。

国土交通省組織規則 第百六十七条 削除

国土交通省組織規則(平成十三年国土交通省令第一号)の一部を次のように改正する。

国土交通省組織規則 第百六十八条 削除

国土交通省組織規則(平成十三年国土交通省令第一号)の一部を次のように改正する。

国土・危機管理室に「及び中部国際空港」を「中部国際空港及び大阪国際空港」に改める。

国土・危機管理室に「及び中部国際空港」を「中部国際空港及び大阪国際空港」に改める。

○国土交通省組織規則(平成十三年国土交通省令第一号)の一部を次のように改正する。

国土・危機管理室に「及び中部国際空港」を「中部国際空港及び大阪国際空港」に改める。

この省令は、平成二十五年十月一日から施行する。